

## 都市公園内行為許可申請書

新規

変更

令和

第

年

月

号

(あて先)

令和 4 年 10 月 1 日

東 土木事務所長

(申請者)

〒 111-1111

名古屋市東区葵町1001

住 所

\*法人等にあつては、以下を記入してください。

【住所】主たる事務所の所在地及び名称

【氏名】代表者の氏名 (フリガナ)

【生年月日】代表者の生年月日

【電話番号】連絡先電話番号

・申請者と担当者が異なる場合はその連絡先

フリガナ

トクガスタジオ

トクガスタジオ

氏 名

株式会社一例

とくがわスタジオ

代表取締役 葵 太郎

生年月日

昭和 40 年 11 月 3 日

電話番号

052-111-1111

担当者 家守 一太

電話番号 090-111-1111

都市公園内において、次の行為をしたいので許可を申請します。

使用する都市公園及び公園施設の名称	徳川園	添付平面図のとおり
行為の目的	婚礼前撮り (和装のみ)	
行為の内容	( <input checked="" type="radio"/> ) 写真撮影 ( ) テレビ撮影	( ) 映画撮影 ( ) ビデオ撮影
使用する面積	-	m <sup>2</sup> 添付図面のとおり
使用の期間	複数申請のため別紙参照	
都市公園の復旧方法	<input checked="" type="checkbox"/> 使用后清掃し、原形に復旧します <input type="checkbox"/> その他 ( )	
その他	複数申請のため別紙参照	自己都合によるキャンセル不可に同意しました <input checked="" type="checkbox"/>

暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、行為の許可をせず、既になした行為の許可を取り消し、又は行為の中止を命じます。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

許可内容 (※事務所記載欄)	文書番号	第	号
許可の場所	申請書添付平面図のとおり	許可の期間	
許可の事項	申請書のとおり		
都市公園の復旧方法	使用后清掃し、原形に復旧すること		
条件	別紙条件を守ること	使用料	

決裁欄

上記の申請について、許可内容のとおり許可してよろしいか。

所長	副所長	係長	係員	起案年月日	令和	年	月	日
				許可年月日	令和	年	月	日

## 都市公園内行為許可申請書

新規

変更

令和

第

号

年

月

日

(あて先)

令和 4 年 10 月 1 日

東 土木事務所長

(申請者)

〒 111-1111

名古屋市東区葵町1001

住 所

\*法人等にあつては、以下を記入してください。

【住所】主たる事務所の所在地及び名称

【氏名】代表者の氏名 (フリガナ)

【生年月日】代表者の生年月日

【電話番号】連絡先電話番号

・申請者と担当者が異なる場合はその連絡先

フリガナ

カブシキカイシャ イチイチ トクガスタジオ  
ダヒョウトリマリヤク アイ タロウ

氏 名

株式会社一例  
とくがわスタジオ  
代表取締役 葵 太郎

生年月日

昭和 40 年 11 月 3 日

電話番号

052-111-1111

担当 担当者 家守 一太

電話 電話番号 090-111-1111

都市公園内において、次の行為をしたいので許可を申請します。

使用する都市公園及び公園施設の名称	徳川園	添付平面図のとおり
行為の目的	婚礼前撮り (和装のみ)	
行為の内容	( <input checked="" type="radio"/> ) 写真撮影 ・ ( ) 映画撮影 ( ) テレビ撮影 ・ ( ) ビデオ撮影	
使用する面積	-	m <sup>2</sup> 添付図面のとおり
使用の期間	複数申請のため別紙参照	
都市公園の復旧方法	<input checked="" type="checkbox"/> 使用後清掃し、原形に復旧します <input type="checkbox"/> その他 ( )	
その他	複数申請のため別紙参照	自己都合によるキャンセル不可に同意しました <input checked="" type="checkbox"/>

## 都市公園内行為許可証

上記の申請について、次のとおり許可します。

第 号

令和 年 月 日

東 土木事務所長

許可の場所	申請書添付平面図のとおり	許可の期間	使用料
許可の事項	申請書のとおり		
都市公園の復旧方法	使用後清掃し、原形に復旧すること		
条件	別紙条件を守ること		

1 暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、行為の許可をせず、既になした行為の許可を取り消し、又は行為の中止を命じます。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

3 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して6箇月以内に名古屋市長を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。